

福岡県と福岡県トヨタ自動車販売店・トヨタレンタリース店・トヨタ部品共販店との協定書

福岡県（以下「甲」という。）と福岡トヨタ自動車株式会社、福岡トヨペット株式会社、トヨタカローラ博多株式会社、トヨタカローラ福岡株式会社、ネットトヨタ北九州株式会社、ネットトヨタ福岡株式会社、ネットトヨタ西日本株式会社、株式会社トヨタレンタリース福岡、株式会社トヨタレンタリース博多及びトヨタ部品福岡共販株式会社（以下「乙」という。）とは、福岡県内における共助社会の実現に向け、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上に資するため、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、甲及び乙が相互に緊密な連携を図り、協働による活動を推進することにより、地域の一層の活性化及び県民サービスの向上を図ることを目的とする。

（連携事項）

第2条 甲及び乙は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について連携して取り組むものとする。

- (1) 交通安全対策に関すること
- (2) 防災・災害時の協力に関すること
- (3) スポーツ振興・健康づくりに関すること
- (4) 県産品の販売拡大・観光振興に関すること
- (5) 子ども・青少年の育成、子育て支援に関すること
- (6) その他地域の活性化、県民サービスの向上に関すること

2 甲及び乙は、前項各号に掲げる連携事項を効果的に実施するため、定期的に協議を行うものとする。また、連携事項の詳細については、甲乙合意の上、決定する。

（協定内容の変更）

第3条 甲又は乙のいずれかが、この協定の内容の変更を申し出たときは、その都度協議の上、必要な変更を行うものとする。

（有効期間）

第4条 この協定の有効期間は、平成32年3月31日までとする。ただし、有効期間が満了する1ヶ月前までに、甲又は乙が書面により特段の申出を行わないときは、有効期間が満了する日から1年間、この協定は更新されるものとし、その後も同様とする。

（解約）

第5条 甲又は乙は、前条の有効期間にかかるらず、解約予定日の1ヶ月前までに書面により相手方に通知することにより、この協定を解約できるものとする。

（疑義等の決定）

第6条 この協定に定めのない事項又はこの協定に関して疑義を生じた事項については、甲乙協議の上、定めるものとする。

この協定の締結を証するため、本書11通を作成し、甲乙署名の上、甲が1通、乙が10通を保有する。

平成31年3月4日

甲

福岡県福岡市博多区東公園7番7号
福岡県
福岡県知事

小川 洋

乙

福岡県福岡市中央区渡辺通4丁目8番28号
福岡トヨタ自動車株式会社
代表取締役社長

金子直幹

福岡県福岡市博多区豊2丁目3番50号
トヨタカローラ博多株式会社
代表取締役社長

久恒 兼孝

福岡県北九州市八幡西区皇后崎町14番6号
ネッツトヨタ北九州株式会社
代表取締役社長

村上宏文

福岡県福岡市博多区西月隈3丁目1番48号
ネッツトヨタ西日本株式会社
代表取締役社長

喜多村 浩司

福岡県福岡市博多区東光1丁目6番13号
株式会社トヨタレンタリース博多
代表取締役社長

村井 隆介

福岡県福岡市博多区東光1丁目6番13号
福岡トヨペット株式会社
代表取締役社長

村井 隆介

福岡県福岡市中央区長浜2丁目1番5号
トヨタカローラ福岡株式会社
代表取締役社長

金子 駿

福岡県福岡市博多区博多駅南6丁目14番35号
ネッツトヨタ福岡株式会社
代表取締役社長

金野 誠

福岡県福岡市博多区東光寺町1丁目1番1号
株式会社トヨタレンタリース福岡
代表取締役社長

金子直幹

福岡県筑紫野市大字筑紫1032番地1
トヨタ部品福岡共販株式会社
代表取締役社長

柴垣 正彦